

鎌倉市放課後子どもひろばこしごえ・こしごえ子どもの家「かもめ」、
鎌倉市放課後子どもひろばにしかまくら・にしかまくら子どもの家「こまどり」、
鎌倉市放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもの家「めじろ」
及び鎌倉市放課後子どもひろばいまいずみ・いまいずみ子どもの家「うぐいす」
の管理運営に関する指定管理業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、令和2年度から令和7年度までの腰越小学校区、西鎌倉小学校区、山崎小学校区、及び今泉小学校区における放課後かまくらっ子（鎌倉市放課後かまくらっ子実施要綱に基づき、全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごすことができ、参加する児童が学年を越えて交流し、多様な体験・活動を通じて豊かな時間を過ごすことができる小学生の居場所。以下「かまくらっ子」という。）の管理・運営についての指定管理業務の仕様を定めるものです。

なお、指定管理者は、かまくらっ子の実施にあたり、地域や学校、保護者（会）等関係機関との連携を担うコーディネーターと密に調整を行い、豊富な経験や技能をもつ地域団体等の協力を積極的に得るものとします。また、かまくらっ子に参加する児童が、地域の方々と触れ合う機会を広げるとともに、造形活動、身体を使った遊び、自然観察や昔遊び等のさまざまな経験ができる機会を提供するものとし、鎌倉らしい子どもの居場所となるよう努めるものとします。

2 指定管理業務の内容

- (1) 鎌倉市放課後子どもひろば条例(平成29年7月11日条例第14号。以下「子どもひろば条例」という。)に定める放課後子どもひろば(以下「子どもひろば」という。)の維持管理
- (2) 鎌倉市子どもの家条例(昭和50年6月28日条例第4号。以下「子どもの家条例」という。)に定める子どもの家の維持管理
- (3) 参加児童が自由に活動することができるとともに、造形活動や身体を使った活動等、多様な活動体験ができるプログラムを提供するアフタースクールの企画及び運営
- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(以下「学童保育」という。)の企画及び運営
- (5) 学童保育に関する承認等の業務並びに利用料の徴収及び減免の業務
- (6) アフタースクールを実施していない間の子どもひろばの利用に関する業務
- (7) 乳幼児親子への居場所提供に関する業務
- (8) 上記の各業務の総括管理
- (9) その他、市長の定める業務

3 指定管理施設の概要

子どもひろばと子どもの家の複合施設を指定管理の対象施設とします。

子どもの家は、入所児童数に応じて、鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日条例第21号。以下「基準条例」という。）に定める占有面積を確保する必要がありますが、子どもひろばに関する必要面積等の基準はありません。

また、子どもの家の入所を承認する児童の数の上限（以下「登録定員」という。）は、前年度の実績をもとに算出するため、変動します。

(1) 放課後子どもひろばこしごえ・こしごえ子どもの家「かもめ」

ア 所在

鎌倉市腰越五丁目2番10号

イ 利用見込み数

	全校児童数（内特別支援級児童）	かまくらっ子	内学童保育	利用定員
腰越小学校	416人（6人）	83人／日	19／日	57人

※かまくらっ子の1日当たりの利用人数は全校児童数の20%を見込んでいます。子どもの家の利用者数は、17時までの利用児童が子どもひろばに移行することを見込み、前年度上半期（8月を除く）の利用実績のうち、17時以降の利用児童数を基に推計しています。

※腰越小学校には、知的障がい、自閉症・情緒障がいに係る特別支援学級があります。

ウ 建築物概要

軽量鉄骨造平屋建て、延べ床面積約346㎡

子ども室、プレイルーム、図書室、他 詳細は別紙図面のとおり。

エ 既存施設における子どもの家の状況

(ア) 利用定員 85人

(イ) 平成30年度上期登録定員 135人

(ウ) 平成30年度下期登録定員 154人

(エ) 平均利用者数（登録者のうち1日に利用する平均人数です。）

	平成30年度	4月～9月	10月～3月
こしごえ子どもの家	月曜日から金曜日	58人/日	52人/日
	土曜日	9人/日	9人/日

※過去の夏休み期間においては、登録定員の範囲内で入所者が増加する傾向にあります。

(2) 放課後子どもひろばにしかまくら・にしかまくら子どもの家「こまどり」

ア 所在

鎌倉市津1069番地

イ 利用見込み数

	全校児童数（内特別支援級児童）	かまくらっ子	内学童保育	利用定員
西鎌倉小学校	655人（7人）	131人／日	17人／日	32人

※かまくらっ子の1日当たりの利用人数は全校児童数の20%を見込んでいます。子どもの家の利用者数は、17時までの利用児童が子どもひろばに移行することを見込み、前年度上半期（8月を除く）の利用実績のうち、17時以降の利用児童数を基に推計しています。

※西鎌倉小学校には、知的障がい、自閉症・情緒障がいに係る特別支援学級があります。

ウ 建築物概要

鉄骨造2階建て、延床面積約299㎡

子ども室、プレイルーム、図書室、他 詳細は別紙図面のとおり。

エ 既存施設における子どもの家の状況

(ア) 利用定員 76人

(イ) 平成30年度上期登録定員 108人

(ウ) 平成30年度下期登録定員 147人

(エ) 平均利用者数（登録者のうち1日に利用する平均人数です。）

	平成30年度	4月～9月	10月～3月
にしかまくら子どもの家	月曜日から金曜日	60人/日	50人/日
	土曜日	4人/日	5人/日

※過去の夏休み期間においては、登録定員の範囲内で入所者が増加する傾向にあります。

(3) 放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもの家「めじろ」

ア 所在

鎌倉市山崎 2456 番地 1

イ 利用見込み数

	全校児童数（内特別支援級児童）	かまくらっ子	内学童保育	利用定員
山崎小学校	686人（0人）	137人/日	23人/日	66人

※かまくらっ子の1日当たりの利用人数は全校児童数の20%を見込んでいます。子どもの家の利用者数は、17時までの利用児童が子どもひろばに移行することを見込み、前年度上半期（8月を除く）の利用実績のうち、17時以降の利用児童数を基に推計しています。

ウ 建築物概要

木造・一部軽量鉄骨造平屋建て、延床面積約 341 m²

子ども室、プレイルーム、図書室、他 詳細は別紙図面のとおり。

エ 既存施設における子どもの家の状況

(ア) 利用定員 96人

(イ) 平成30年度上期登録定員 138人

(ウ) 平成30年度下期登録定員 165人

(エ) 平均利用者数（登録者のうち1日に利用する平均人数です。）

	平成30年度	4月～9月	10月～3月
やまさき子どもの家	月曜日から金曜日	93人/日	79人/日
	土曜日	3人/日	3人/日

(4) 放課後子どもひろばいまいずみ・いまいずみ子どもの家「うぐいす」

ア 所在

鎌倉市今泉二丁目 13 番 1 号

イ 利用見込み数

	全校児童数（内特別支援級児童）	かまくらっ子	内学童保育	利用定員
今泉小学校	470人（0人）	94人/日	22人/日	28人

※かまくらっ子の1日当たりの利用人数は全校児童数の20%を見込んでいます。子どもの家の利用者数は、17時までの利用児童が子どもひろばに移行することを見込み、前年度上半期（8月を除く）の利用実績のうち、17時以降の利用児童数を基に推計しています。

ウ 建築物概要

鉄骨造2階建て、延床面積約 313 m²

子ども室、プレイルーム、図書室、他 詳細は別紙図面のとおり。

エ 既存施設における子どもの家の状況

- (ア) 利用定員 68 人
- (イ) 平成 30 年度上期登録定員 107 人
- (ウ) 平成 30 年度下期登録定員 119 人
- (エ) 平均利用者数（登録者のうち 1 日に利用する平均人数です。）

	平成 30 年度	4 月～9 月	10 月～3 月
いまいずみ子どもの家	月曜日から金曜日	57 人/日	48 人/日
	土曜日	5 人/日	5 人/日

4 指定期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで（5 年）

5 管理の基準

(1) 休所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（上記ア及びイに掲げる日を除く。）

ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができます。

(2) 利用対象者

ア 子どもひろば

(ア) 当該小学校在籍の児童及び同校の通学区域内にある子どもの家の利用者

(イ) 月曜日から金曜日のうち学校開校日（以下「通常期」という。）の午前中（10 時から正午）と土曜日に利用する乳幼児親子

イ アフタースクール ア子どもひろばのうち（ア）と同じ

ウ 子どもの家 子どもの家条例による入所の承認を受けている者

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは市長の承認を得て、上記以外の者の利用を認めることができます。（同校の通学区域に居住する当該小学校以外の児童の受入れをするものとします。）

(3) かまくらっ子の実施時間等

かまくらっ子の実施時間		アフタースクール	学童保育（基本時間）*2
月曜日から金曜日	通常期	授業終了後～17 時*1	授業終了後～18 時
	学校休業日	8 時 30 分～17 時*1	8 時 15 分～18 時
土曜日	通年	休み	8 時 30 分～17 時 30 分

*1 アフタースクールの実施時間は、4 月から 9 月は 17 時まで、10 月から 3 月は 16 時 30 分までとします。

*2 学童保育の延長時間は、子どもの家条例に定めるとおりとし、延長利用を希望する者がいる場合に次のとおり実施するものとします。

	任意延長時間(早朝)	延長時間	任意延長時間(夜間)
月曜日から金曜日		18 時～19 時	19 時～21 時

学校休業日	7時～7時15分	7時15分～8時15分 18時～19時	19時～21時
土曜日	7時～7時30分	7時30分～8時30分	17時30分～21時

※1 20時から21時までの間を延長する場合は、児童への影響等について、事前に保護者と協議を行うものとします。

※2 「任意」の延長時間については、指定管理者が必要があると認めるときに行うものとします。

※3 「任意」の延長時間は、事前に市長の承認を得て行うものとします。

(4) 子どもひろば及び子どもの家の開所時間

施設の開所時間	月曜日から金曜日		土曜日
	通常期	学校休業日	
子どもひろば	アフタースクールの実施時間のおり。		8時30分～17時
乳幼児の受入れ	10時～12時	なし	8時30分～17時
子どもの家	学童保育の実施時間（延長時間含む）のおり。		

(5) 利用料金

ア 子どもの家条例に基づく子どもの家の利用料

子どもを家の利用料金は、子どもを家条例に定める額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

災害時等の臨時利用については、無料とします。

イ その他

子どもひろば登録者の傷害保険等の保険料は登録者から集金するものとします。

さらに、アフタースクール及び子どもの家で実施する体験活動のために必要となる場合には、指定管理者が参加者自己負担金（プログラム実費のみ）を集金するものとします。

(6) 帰宅方法について

ア 子どもひろば及びアフタースクールについては、16時から30分ごとの一斉帰宅を行います。ただし、保護者からの申し出により、一斉帰宅の時間とは別に、個別で帰宅することができます。

イ 子どもを家については、18時を過ぎて帰宅する場合は、保護者等のお迎えが必要になります。

ウ 放課後子どもひろばやまさき・やまさき子どもを家「めじろ」については、施設から通学路に出るまでの道が暗いため、一斉帰宅の際には、職員が付き添うこととします。

(7) 学校休校日、災害時等の受入れについて

ア 台風等による気象警報等発令中は、子どもひろばは閉所し、アフタースクールは実施しません。ただし、登校後に、気象状況等により授業を途中で打ち切って下校することとなった際に、保護者が家庭にいない等の状況により、希望がある場合は子どもひろばで一待機させるものとします。

子どもを家については、児童の安全を十分に確保するため、保護者に対してお迎え等の協力要請をします。

イ インフルエンザ等による学級閉鎖時は、当該学級に在籍している児童は子どもひろば及びアフタースクールの利用はできません。ただし、子どもを家の利用資格を満たしている場

合は、子どもの家の臨時利用ができます。

子どもの家を利用する児童は、家庭で検温等により健康状態に問題がないことが確認できた場合のみ、利用することができます。

ウ 詳細については、「風水害発生時等の放課後かまくらっ子の対応（以下「風水害発生時等マニュアル」という。）」及び「地震発生時の子ども会館・子どもの家の対応（以下「地震発生時マニュアル」という。）」に準じるものとし、子どもの家については、次の表を基に対応するものとします。

なお、学童保育を利用している当該小学校以外の小学校に通学している児童については、必ず事前に保護者から子どもの家に連絡をしてもらうものとします。

事由	受入時間		
	8：15 ※1	8：30 ※1	放課後
春・夏・冬休み（月曜日から金曜日まで）	○		
振替休業日※2	○		
学級・学年閉鎖（前日までに決定した場合）※3	○		
学級・学年閉鎖（就学時間内に決定した場合）※3			○※4
土曜日		○	
引き渡し（お迎え）下校※5※6			○※6
一斉下校 ※7			○
気象警報等での臨時休校（前日までの決定）	○		
気象警報等での臨時休校（当日の決定）	10：00 から受入れ		
気象警報等で登校時間が遅れる場合			○
保護者の判断により登校を見送る場合			○

※1 8時30分以前の延長利用時間を設定している場合は、その時間から受入れるものとします。

※2 卒業式、入学式、運動会、マラソン大会、土曜・日曜参観日、旅行的行事等の学校行事による。

※3 体調が良好な児童のみ受入れるものとします。

※4 該当する学級の授業が終わり次第、受入れるものとします。なお、該当する学級の授業が10時前に終わった場合は、10時から受入れるものとします。

※5 学校授業中の災害時等については、保護者が引き取りを行い、子どもの家では受入れないものとします。

※6 訓練については、保護者による引き取りを原則としますが、保護者が対応できない場合は、訓練終了後、子どもの家で受入れるものとします。職員によるお迎えは不要です。

※7 子どもの家への入所時に、「子どもの家へ帰宅」又は「自宅へ帰宅」のいずれかを保護者に選択していただきます。職員のお迎えは不要です。また、一斉下校が10時前に決まった場合は、10時から受入れるものとします。

6 業務の具体的内容

(1) 共通事項

施設の維持管理業務	<p>ア 施設内外及び周辺道路等の清掃並びに定期的な設備の点検及び適切な管理をすること。</p> <p>イ 遊具等の清掃及び適切な管理をすること。</p> <p>ウ 塵芥の収集及び廃棄物の回収、処分をすること。</p> <p>エ 備品を適切に維持管理すること。</p> <p>オ 利用者名、利用者数及び利用時間等の統計を月別、施設別に作成すること。</p> <p>カ 維持管理水準については、別表1「子どもひろば及び子どもの家維持管理水準」のとおりとする。</p>
企画及び実施に関する業務	<p>ア 児童の健康管理、情緒の安定化及び安全確保に努めること。また、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人一人の心身の状態の把握に努めること。</p> <p>イ 出欠確認をはじめとする児童の安全確認、活動中、来所及び帰宅時の安全確保並びに有事の際の連絡体制を構築すること。</p> <p>ウ 児童の活動状況を把握し、児童が社会生活を営むうえで必要な生活力及び知恵が育つような支援をすること。</p> <p>エ 子どもの発達段階に応じた様々な体験の機会を提供するとともに、児童の心と身体の成長を支援すること。</p> <p>オ 日々の遊びを通して、自主性、社会性、創造性を培うこと。</p> <p>カ 日々の児童の様子等を日誌に記録し、連続的な対応ができるよう職員同士で課題及び情報を共有すること。</p> <p>キ 児童の育成支援に当たっては、保護者、地域及び学校等の関係機関との連携に努めること。</p>
その他	ア その他市長が定める業務

(2) かまくらっ子の利用手続きについて

子どもひろばの利用登録手続き等について	<p>ア 子どもひろばの利用希望者の登録手続き、利用証発行等の事務及び登録名簿の適正な管理を行うこと。</p> <p>イ 入退室管理システムの管理運営をすること。</p> <p>ウ 利用証、入退室管理システムのデータ等の適切な管理をすること。</p> <p>エ 当日の子どもひろばの利用者がわかるよう活動バッチ等を用意するとともに、利用者への貸与、回収及び管理を行うこと。</p>
子どもの家の利用の承認等に関する業務	<p>ア 児童の利用の承認及び承認の取消し等（以下「承認等」という。）については、子どもの家条例、同条例施行規則、「鎌倉市子どもの家の入所手続き及び入所判定基準」に基づき実施すること。</p> <p>イ 児童の利用の承認等は、公平・平等を基本とすること。</p> <p>ウ 入所児童の保護者に対しては、手引き等を作成し、利用に際しての必要事項を周知すること。</p>

	エ 子どもの家の利用料等を徴収・減免すること。 オ 入退室管理システムの管理運営をすること。 カ 利用証、入退室管理システムのデータ等の適切な管理をすること。
次年度入所等に係る業務	ア 次年度の入所等に係る申請受付等を行うこと。

(3) かまくらっ子の運営等について

アフタースクールの活動について	<p>ア 高学年の授業が終了するまでの間、低学年の活動は子どもひろばで実施すること。</p> <p>イ 高学年の授業が終了した後は、子どもひろばに加え、校庭や体育館を活動場所として実施することができるものとする。</p> <p>ウ アフタースクールの活動場所ごとに職員を複数配置し、児童の安全等の見守りを行うこと。</p> <p>エ 週に1回以上、地域団体等の協力を得た活動体験等のプログラムを開催すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由画等の造形活動 ・校庭、体育館等を活用した、身体を使う活動 ・自然観察等の理科活動 ・昔遊び等のその他体験活動 <p>オ 活動体験等のプログラムについては、低学年向けのみならず、高学年の児童の参加が見込まれるよう、推進員やサポーターとして大学生等を活用することについても努めること。</p> <p>カ アフタースクールの活動中における子どもひろばと学校との間の移動時に、子どもの安全が確保できる体制を整えること。</p>
学童保育における児童及び保護者等との情報共有等	<p>ア 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換を行い、保護者との情報共有に努めること。</p> <p>イ 児童の栄養面に配慮し、子どもの家利用料とは別に実費としておやつ代を徴収し、おやつを提供すること。なお、おやつの提供に際しては、アレルギー等個々の児童に配慮し、うがい・手洗いを徹底すること。また、おやつの調達、提供方法及び費用の取り扱い等については、保護者と協議を行うこと。</p> <p>ウ 延長時間を19時以降とする場合には、保護者からの要望等必要に応じて食事を提供できる体制を整えること。</p> <p>エ 肢体が不自由であるなど支援が必要な子どもについて、上階への移動やトイレの利用等の介助や支援をすること。また、必要に応じて保護者と面談を実施するなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握したうえで、職員を加配するなど、可能な限り受入れに努めること。</p> <p>オ 児童虐待等を早期発見できるよう、児童の様子を日々観察すること。</p>

乳幼児親子への居場所提供に関すること	<p>ア 通常期の午前中（10時から正午）と土曜日は、乳幼児親子の受入れを行うこと。</p> <p>イ 土曜日は、特に乳幼児の安全に配慮し、乳幼児親子及び児童の双方に必要な指導を行うこと。</p> <p>ウ 子どもの家が小学校の校地内に設置されている場合は、校地内の通行経路について、予め学校長の承諾を書面で得ること。</p> <p>エ 事故防止の観点から、乳幼児親子がウに定める通行経路以外の場所を通行しないよう、指導を行うこと。</p>
その他	<p>ア 小学校の校庭及び体育館の利用方法について、一年毎に各小学校と覚書を締結すること。</p> <p>イ 覚書は、アに定める事項の外、各小学校の事情を考慮し、個別に作成すること。</p>

7 職員等

- (1) 本事業に従事する放課後児童支援員は、基準条例第 10 条に定められた資格を有する者とし、2020 年度末までに神奈川県放課後児童支援員認定資格研修を受講するものとします。
- (2) 本業務に従事する補助員は、児童福祉事業に熱意がある者で、特に学童保育事業に従事する補助員は「子育て支援員基本研修」や「子育て支援員専門研修（放課後児童コース）」を修了していることが望ましい。
- (3) 常勤職員を 3 名以上配置し、内アフタースクール、学童保育それぞれにリーダーと、各リーダーを統括する統括責任者を配置するものとします。
- (4) 統括責任者は、コーディネーターと連携を密にしながら、かまくらっ子の運営を行うものとします。
- (5) 統括責任者とコーディネーターとリーダーは、いずれも兼ねることはできません。
- (6) 学童保育については、基準条例第 10 条第 2 項及び第 4 項に定めるとおり、概ね 40 人の児童に対し放課後児童支援員を 2 人以上（うち 1 人を除き、資格要件を有さない補助員可。）配置するものとします。
- (7) アフタースクールの参加児童数に応じ、児童の安全に十分に配慮した運営ができるよう別表 2 に定める数の職員を配置するものとします。
- (8) アフタースクールを実施する場所ごとに放課後児童支援員を 2 人以上（うち 1 人を除き、資格を有さない補助員可。）配置するものとします。
- (9) 地域の団体等による体験活動等のプログラムが開催される場合、プログラムが円滑に実施されるよう職員を配置するものとします。
- (10) 特に支援や配慮が必要な児童が安心してかまくらっ子に参加できるよう、保護者等と十分に情報共有するとともに、その対応に努めるものとします。
- (11) 配置する職員に研修を受講させるなど、職員の資質向上に努めるものとします。
- (12) 職員の採用に当たっては、関係法令を遵守するとともに、本事業の趣旨を勘案し、適切な資質を有する者の採用に努めるとともに、現在、子どもの家に勤務している職員又は鎌倉市内からの雇用に努めるものとします。

8 業務遂行上の留意点

- (1) 学校、保護者等との情報交換を密にし、業務に遺漏のないように万全を期すこととします。
- (2) 学校ごとに、学校関係者、家庭、地域及び関係機関等を構成員とする運営協議会を設置し、半期に1回開催するものとします。運営協議会では、かまくらっ子の運営に関し、情報交換、意見交換等を通じ、相互連携に努めるものとします。
- (3) パソコンを設置し、インターネットが使える環境を整えるものとします。
- (4) 児童の来所・退所の際に、受付でバーコードカードをバーコードリーダーでスキャンし、来所時刻・退所時刻の管理を行うとともに、その時刻について、保護者にメール送信をする「入退室管理システム」を適切に運用するものとします。
- (5) 児童が受付した時点から、かまくらっ子が責任を持ちます。児童のけが等に備え救急医薬品等を備えるとともに、事故等に備え傷害保険等に加入するものとします。
- (6) 指定管理施設の敷地内において、特定の団体、宗教、営利目的のイベント等への勧誘活動等は行えません。
- (7) 騒音等、学校や近隣住民に配慮するものとします。
- (8) 職員は、事故やけが等のないように十分な見守りを行い、おもちゃの正しい使い方や交通安全に関する指導、施設等安全点検を行い、事故やけがの未然防止に努めるものとします。また、万一の事故等に備え、AEDを含む応急処置の講習を受けるなど、児童の急病、けが等に対応できるよう努めるものとします。なお、事故が発生した場合には、直ちに鎌倉市（以下「市」という。）に報告するものとします。
- (9) 指定管理施設での事業活動等に伴って生じた塵芥類は、自らの責任において適正に処理するとともに、市の分別基準に従い、ごみの減量化、資源化に努めるものとします。（詳細は、市のごみ減量対策課に確認するものとします。）
- (10) 物品の調達の際は、グリーン購入法に基づき、できる限り環境物品等を利用するように努めるものとします。
- (11) 修繕が必要な場合は、利用者の安全に留意し実施するものとします。
- (12) 指定管理終了後は、速やかに原状回復をするとともに、次期指定管理者への円滑な引き継ぎに努め、必要なデータ等については速やかに提供するものとします。
- (13) 施設の目的外利用等に関する許認可は、市が行うものとします。

9 危機管理等について

- (1) 感染症や食中毒の予防のため、十分注意して衛生管理に努めるものとします。
- (2) 不審者侵入対策の訓練や防犯教室を行うものとします。
- (3) 万全の体制で放課後子どもひろば・子どもの家の防火管理に努めるとともに、防火管理者を配置するものとします。また、地震、防災対策に対するマニュアル等を作成し、災害発生等を想定した避難訓練を年2回以上実施するものとします。
- (4) 台風や大雪等、風水害及び地震が発生した場合においては、情報収集に努めるとともに、利用者の安全確保を第一とした運営に努め、風水害発生時等マニュアル及び地震発生時マニュアルに沿った対応をするものとします。
- (5) 警報発令時における緊急時連絡体制を整えるとともに、保護者に対して、メール等による連絡体制を整えるものとします。

10 会議、研修等

- (1) 市が指定した職員は、市が主催する会議、研修等に出席するものとします。
- (2) かまくらっ子の管理運営に関する会議等への出席に努め、関係者との情報共有を怠らないこととします。

11 事業報告書等の提出等

- (1) 鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則（平成 17 年 7 月 4 日規則第 11 号）第 7 条に定めるもののほか、毎月終了後、利用者の利用状況、活動状況を記載した月次活動報告書を提出するものとします。
- (2) 前項に定める書類とは別に、一年間分の早朝の延長利用について、登録人数、利用人数、勤務スタッフ、利用料収入等の実績を一覧にして、毎年 4 月 10 日までに提出するものとします。
- (3) 市が指定する日に敷地内において放射能測定を実施し、また市が指定する日に建物内において温湿度測定を実施し、結果を市に報告するものとします。

12 業務実施状況の把握と反映

- (1) 利用者からの意見、苦情及び要望等に対する適切な対応と円滑な解決を図るため、処理体制を明確にし、各施設に周知し、共有するものとします。
さらに、意見、苦情及び要望が寄せられた場合には、直ちに対応し、その結果も併せて市に報告するものとします。
- (2) かまくらっ子の利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者の満足度、提供事業の満足度、施設の管理上の指摘などを把握するものとします。
- (3) モニタリングによる自己評価・業務改善状況等の調査を毎年度実施し、市に報告するものとします。

13 個人情報の保護

- (1) 業務の遂行上、個人情報を取り扱う場合は、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じるものとします。
- (2) 業務上知り得た情報を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定管理期間が終了した後も同様とします。

14 情報公開について

市民の知る権利の尊重と説明の義務について、鎌倉市情報公開条例(平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号)に基づき必要な措置を講じなければなりません。

15 指定管理業務にかかる全面委託の禁止

指定管理に係る全ての業務を第三者に委託することは禁止します。
また、業務の一部を委託する場合には、事前に書面で市長の承認を得る必要があります。

16 市と指定管理者のリスク分担

リスク分担の基本的な考え方は、別表3のとおりとします。

17 指定管理料に関する事項

指定管理に係る全ての経費は、市からの指定管理料、子どもの家利用料及びその他の収入をもって充てるものとします。

(1) 指定管理料の総額

指定期間中の指定管理料の総額は、次の額を上限とします。指定管理者は、市が支払う指定管理料のほか、利用料収入及び自らが市長の承認を得て企画・実施する各事業の収入をもって施設を運営するものとします。

年度	人件費及び物件費等	利用料収入見込	指定管理料※
2020年度	127,907,000円	13,959,000円	113,948,000円
2021年度	127,907,000円	13,959,000円	113,948,000円
2022年度	127,907,000円	13,959,000円	113,948,000円
2023年度	127,907,000円	13,959,000円	113,948,000円
2024年度	127,907,000円	13,959,000円	113,948,000円
合計	639,535,000円	69,795,000円	569,740,000円

※別途、消費税額及び地方消費税額を加算して指定管理料を支払います。ただし、放課後児童健全育成事業（子どもの家）は第二種社会福祉事業に該当し、非課税とします。

市から支払う指定管理料は、放課後かまくらっ子の管理・運営に伴う人件費等から、子どもの家の利用料収入を差し引いて算出しています。指定管理者の努力による収入増額分については指定管理者の収入とし、減免による減収分についての市からの補填は行いません。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、別途締結する協定に基づき、会計年度ごとに指定管理者に支払うものとします。指定管理者として決定後の実際の指定管理料は、指定管理者が提案書において提案した額を基本に、予算の範囲内で年度ごとに締結する協定で決定します。

また、次に掲げる経費については、概算払い対象経費とし、年度末に実績に基づき精算するものとします。

ア 早朝の延長利用のための人件費から早朝の延長利用料収入を差し引いた経費

なお、人件費は放課後児童支援員（1,300円/時間）が1日につき2名、1.5時間の勤務として積算するものとします。

イ 特に支援や配慮が必要な児童のために配置基準を超えて配置する支援員の人件費

ただし、指定管理者は執行する前に市と必要性や期間等を協議するものとします。なお、既に利用している児童に対する配置については、指定管理料に含まれます。

(3) 指定管理料の積算基礎に含まれる経費

ア 人件費（給与・交通費）

なお、人件費については、次の額を下回ってはならないものとします。

職名	金額	備考
常勤職員（統括責任者）	3,500,000円/年	月126時間勤務
常勤職員	3,000,000円/年	月126時間勤務
放課後児童支援員	1,300円/時間	—

補助員	1,100 円/時間	—
-----	------------	---

※常勤職員の金額には、賞与、社会保険等を含んでいます。

イ 物件費（消耗品費、光熱水費、修繕料、電信料、備品、遊具、傷害保険料、賠償保険料、機械警備費及び入退室管理システムに係る費用等。）

ウ アフタースクールに係る地域団体等への謝金等

地域団体等による体験活動のプログラムに対する謝金は、市が別途定める基準額を下回ってはならないものとします。

(4) 会計の独立性について

指定管理業務の会計は、法人等による他の事業とは別に、独立した会計で行うものとします。

(5) 指定管理料の精算

経営努力による余剰金については、原則として、返還を求めません。

(6) 物品の管理

別表 4 に示す物品は無償で貸与します。経年劣化等により管理業務実施の用に供することができなくなった場合は、当該備品等は指定管理者が調達するものとします。

18 移行準備期間について

(1) 指定管理に移行するまでの間、随時行う準備会議のほか、学校や地域、ボランティア団体との協力関係の継続確保、地域状況の把握など、必要な準備を進めるものとします。

(2) 現在の子どもの家の運営業務を引き継ぐため、保護者に向けた説明会等を開催し、おやつの手配、行事の実施、延長利用等を含め円滑に運営が開始できるよう十分努めるものとします。

(3) 合同保育等準備委託契約について

かまくらっ子の円滑な運営を図るため、別途、次の内容について準備契約を締結します。なお、必要な経費については、市が負担するものとします。

ア 契約期間

令和 2 年（2020 年）2 月頃から指定管理期間の開始まで

イ 業務内容

(ア) 子どもひろば及びアフタースクールの事前登録等に係る事務手続き

(イ) 学童保育（子どもの家）における合同保育の実施

(ウ) プログラム実施のためのコーディネーターとの事前打合せ及び謝礼の支払い

(エ) 運営協議会準備会の開催等

19 その他

この仕様書に定めのない事項については、市と指定管理者で協議のうえ決定するものとします。

別表1 子どもひろば及び子どもの家維持管理水準

業務内容	留意事項	実施回数
照明設備	・点灯確認、電球交換、破損箇所の確認、小破修繕	毎日
施設全般	・清掃、設備点検、破損、汚損箇所の確認、小破修繕	毎日
フェンス	・目視点検、破損、汚損箇所の確認、小破修繕	毎日
水飲み場、側溝、 集水桝	・堆積した砂、落ち葉等の除去、小破修繕	毎日
植栽	・敷地内の樹木の枝が近隣に支障をきたす場合、速やかに剪定を行うこと。	随時
子どもひろば こしごえ	・デッキの清掃、設備点検、破損、汚損箇所の確認、小破修繕 ・駐輪場混雑時、利用者に適切な誘導をすること。舗装面の破損が確認されたときは、速やかに適切な処置を講ずること。	随時
子どもひろば にしかまくら	・屋外トイレは小学校の所管だが、必要に応じ、小学校と連携を取り対応すること	随時
子どもひろば やまさき	・デッキの清掃、設備点検、破損、汚損箇所の確認、小破修繕 ・駐輪場混雑時、利用者に適切な誘導をすること。舗装面の破損が確認されたときは、速やかに適切な処置を講ずること。	随時
子どもひろば いまいずみ	・施設脇の緑地内通路を児童が安全に通行できるよう、必要な対策を講ずること。	随時

別表2

アフタースクール参加児童数	配置人数
～80人	4人
81人～100人	5人
101人～	6人

別表3

種類	リスク分担の内容	負担者	
		市	指定 管理者
法令等の変更	施設の管理・運用に直接関係する法令等の変更	○	
利用に関する業務	子どもの家における児童の利用の承認等、利用に際しての必要事項の周知、利用料の徴収、利用児童の安全確保及び育成支援		○
	子どもひろば及びアフタースクール利用者の登録手続き・システムの運用、利用証の発行事務、及び体験活動等のプログラムの提供		○
	子どもの家利用者の減少、減免等に伴う利用料収入の減少		○

事業の変更・中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の都合によるもの		○
不可抗力	天災・暴動等による施設・設備の復旧費	○	
	業務の履行不能		協議事項
税制の変更	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更によるコスト変動	○	
	上記以外		○
物価・金利の変動	物価・金利変動による経費の増		○
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修に係る費用が1件当たり10万円未満の場合		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
近隣からの苦情	指定管理施設の設置に関するもの	○	
	指定管理施設の管理運営に関するもの		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合又は期間中途における業務の廃止、若しくは指定取消しによる指定管理者の撤収費、引継ぎに要する費用及び原状回復費用		○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとする。

別表4（こしごえ）

部 屋	物 品	数 量
事務室	事務机	1
	事務机（6人用）	1
	事務用椅子	6
	ソファーベット	1
	スチールロッカー大（引き戸）	2
	スチールロッカー中（引き戸）	1
	両開きキャビネット	1
	キャビネット引き出し3段	1
	キャビネット3段	1
	深型3列12段整理用キャビネット	1
	カラーボックス	2
	事務通信機器（電話、防災無線等）	一式

乳幼児室	ベビーベッド	1
	プレイクッション	2
	ソファ	2
	ミニテーブル	1
	おもちゃ	一式
台所	長机	1
	タオル掛け	1
	電子レンジ	1
	冷凍庫（大）	1
	冷凍庫（中）	1
	冷蔵庫	1
	食器棚	2
	食器台	1
図書室	テーブル（半円）	2
	テーブル（長方形）	1
	図書（絵本、マンガ本など）	一式
玄関ホール	ベンチ	1
	傘立て	3
	スノコ	2
子ども室	子ども用ロッカー（5×3段）	1
	子ども用ロッカー（3×3段）	1
	座卓	16
	事務机（正方形）	1
	椅子	2
	長机	1
	テレビ及びテレビ台	1
プレイルーム	長机	1
	座卓	2
	カラーボックス	一式
倉庫	洗濯機	1
	更衣用ロッカー（2人用）	1
	更衣用ロッカー（4人用）	1
	更衣用ロッカー（6人用）	1
	メタルラック	1

	スチールラック	3
共通	遊具類（おままごと、ボードゲームなど）	一式
	冷暖房機器	一式

別表4（にしかまくら）

部 屋	物 品	数 量
玄関ホール	AED	1
	傘立て	1
事務室	事務机	一式
	ミーティングテーブル	1
	事務用椅子	一式
	事務用品収納用キャビネット	一式
	遊具収納棚	一式
	ノートパソコン、プリンター（複合機）	一式
	事務用通信機器（ルーター、電話機等）	一式
倉庫	遊具収納棚	一式
	支援員用ロッカー（4人用）	2
	洗濯機	1
図書室	液晶テレビ、ブルーレイディスクプレイヤー	一式
	座卓	一式
	図書（絵本、マンガ等）	一式
プレイルーム	座卓	一式
子ども室	座卓	一式
台所	収納棚	1
	冷蔵庫	1
	冷凍庫	1
	レンジ	1
共通	冷暖房機器（エアコン・壁掛け扇風機等）	一式
	掃除用具（掃除機等）	一式
	遊具類	一式

別表4（やまさき）

部 屋	物 品	数 量
事務室	事務机（大）	1

	事務机	3
	事務用椅子	8
	スチールロッカー（引き戸）	4
	書類用キャビネット 15 段	1
	遊具棚	2
	CD ケース引き出し収納 6 段	1
	事務通信機器（電話、防災無線等）	一式
和室	更衣用ロッカー（4 人用）	2
	更衣用ロッカー（3 人用）	1
	メタルラック（3 段）	3
	メタルラック（4 段）	1
	テーブル	2
台所	食器棚	1
	ステンレス棚	1
	冷蔵庫	1
	冷凍庫	1
	ガスコンロ	1
	食品庫	1
	引き出し収納	1
図書室	長テーブル	2
	テレビ	1
	キャビネット	1
	図書（絵本、マンガ本など）	一式
子ども室 （増築棟）	テレビ及びテレビ台	1
	冷凍庫	1
	テーブル	2
	座卓	18
玄関ホール	テーブル（正方形）	1
プレイルーム	テーブル（丸）	2
	黒板	1
	遊具（卓球台、平均台、バンパー、サッカーゴール、その他）	一式
共通	遊具類	一式
	冷暖房機器（扇風機、ストーブ、その他）	一式

別表4 (いまいずみ)

部 屋	物 品	数 量
玄関ホール	傘立て	1
子ども室	座卓	10
図書室	座卓	2
	液晶テレビ、ブルーレイディスクプレイヤー	一式
	図書（絵本、マンガ本など）	一式
1階階段下倉庫	支援員用ロッカー（4人用）	3
2階倉庫	遊具収納棚	一式
	洗濯機	1
台所	冷蔵庫	1
	冷凍庫	1
	収納棚	1
事務室	事務机	1
	ミーティングテーブル	1
	事務用椅子	7
	事務用品収納用キャビネット	一式
	書類整理棚（大）	2
	書類整理棚（小）	2
	ノートパソコン、プリンター（複合機）	一式
	事務用通信機器（ルーター、電話機等）	一式
共通	遊具類	一式
	冷暖房機器（エアコン・壁掛け扇風機等）	一式
	掃除用具	一式